

## 第8 中国帰国者定着促進センター、中国帰国者自立研修センター及び中国帰国者支援・交流センター一覧

平成23年2月1日現在

### ○中国帰国者定着促進センター（1カ所）

名 称	場 所	開 設 年 月 日
中国帰国者定着促進センター	〒359-0042 所沢市並木6-4-2	昭59. 2. 1

### ○中国帰国者自立研修センター（2カ所）

東京都中国帰国者自立研修センター	〒162-8953 新宿区神楽河岸1-1 東京都セントラルプラザ5階 東京都社会福祉協議会内	昭63. 7. 1
大阪府中国帰国者自立研修センター	〒533-0024 大阪市東淀川区柴島3-10-19	昭63. 6. 1

### ○中国帰国者支援・交流センター（7カ所）

名 称	場 所	開 設 年 月 日
北海道中国帰国者支援・交流センター	〒060-0002 札幌市中央区北2条西7-1 北海道社会福祉総合センター3階	平19. 8. 1
東北中国帰国者支援・交流センター	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-7-4 宮城県社会福祉会館	平19. 8. 1
中国帰国者支援・交流センター	〒110-0015 台東区東上野1-2-13 カーニープレイス新御徒町6階	平13. 11. 1
東海・北陸中国帰国者支援・交流センター	〒461-0014 名古屋市東区榑木町1-19 日本棋院中部会館6階	平18. 9. 1
近畿中国帰国者支援・交流センター	〒530-0026 大阪市北区神山町11-12	平13. 11. 1
中国・四国中国帰国者支援・交流センター	〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2 広島県社会福祉会館内	平18. 9. 1
九州中国帰国者支援・交流センター	〒810-0044 福岡市中央区六本松1-2-22 福岡県社会福祉センター内	平16. 6. 1

## 第9 中国残留孤児訪日調査の実施状況及び判明率の推移

(平成23年2月1日現在)

### 1 集団による訪日調査によるもの

区 分 (実施時期)	訪日人員	うち判明	判明率
第1次 (昭56.3)	47人	30人	63.8%
第2次 (昭57.2~3)	60	45	75.0
第3次 (昭58.2~3)	45	25	55.6
第4次 (昭58.12)	60	37	61.7
第5次 (昭59.2~3)	50	27	54.0
第6次 (昭59.11~12)	90	39	43.3
第7次 (昭60.2~3)	90	39	43.3
第8次 (昭60.9)	135	41	30.4
第9次 (昭60.11~12)	135	34	25.2
第10次 (昭61.2~3)	130	34	26.2
第11次 (昭61.6)	200	80	40.0
第12次 (昭61.9)	200	64	32.0
第13次 (昭61.10~11)	100	33	33.0
第14次 (昭61.12)	42	15	35.7
第15次 (昭62.2~3)	104	28	26.9
昭62-1 (昭62.11)	50	10	20.0
昭62-2 (昭63.2~3)	50	13	26.0
昭63-1 (昭63.6~7)	35	12	34.3
昭63-2 (平元.2~3)	57	9	15.8
平成元年 (平2.2~3)	46	12	26.1
平成2年 (平2.11~12)	37	4	10.8
平成3年 (平3.11~12)	50	6	12.0
平成4年 (平4.11~12)	33	4	12.1
平成5年 (平5.10~11)	32	5	15.6
平成6年 (平6.11~12)	36	5	13.9
平成7年 (平7.10~11)	67	7	10.4
平成8年 (平8.10~11)	43	4	9.3
平成9年 (平9.10)	45(1)	3	6.8
平成10年 (平10.11)	27	5	18.5
平成11年 (平11.11)	20	2	10.0
計	2116(1)	672	31.8

注：( )内の1人は、訪日後、日本人孤児を取り消された者で内数

### 2 訪日対面調査によるもの

区 分	情報公開人員	うち判明	判明率
平成12年 (平12.11)	20人	3人	15.0%
平成13年 (平13.11)	20	4	20.0
平成14年 (平14.11)	6	1	16.7
平成15年 (平16.2)	10	1	10.0
平成16年 (平16.11)	12	1	8.3
平成17年 (平17.11)	5	0	0.0
平成18年 (平18.11)	7	0	0.0
平成19年 (平19.11)	4	1	25.0
平成20年 (平20.11)	3	1	33.3
平成21年 (平21.11)	1	0	0.0
平成22年	0	0	0.0
計	88	12	13.6



## 第10 中国残留邦人等に対する支援給付施行事務監査実施計画

業務の流れ	実施時期	概 要	備考
1 事前協議 資料提出	4月8日（予定）	事前協議用資料の提出	
2 実地監査 候補地 選 定	4月中旬以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実地監査候補地（19都道府県市程度）を選定</li> <li>・ 実地監査候補地との事前協議を実施し、監査対象実施機関の選定及び監査日程等の仮調整を行う (事前協議は電話・メールによるが、必要に応じてヒアリングを実施)</li> </ul>	
3 監査実施 計画通知 発 出	5月上旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該年度の実地及び書面監査実施計画の通報</li> <li>・ 書面監査資料の提出依頼（各ブロック毎に第2四半期から第4四半期の間に提出期限を設定）</li> </ul>	
4 実地監査 実施通知 発 出	実地監査実施の 約2ヶ月前	実地監査対象都道府県・指定都市本庁へ実地監査実施の通報	
5 書面監査 資料提出	第2四半期 ～ 第4四半期	書面監査対象都道府県及び指定都市は、各ブロック毎の提出期限までに書面監査用資料を提出	
6 実地監査 事前準備	実地監査実施 2週間前	実地監査対象都道府県及び指定都市は実地監査資料を提出	
7 実地監査 実 施	実地監査期間 (3日間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実地監査対象都道府県・指定都市本庁並びに実施機関においてヒアリングを実施</li> <li>・ 実施機関についてはケース検討も実施</li> <li>・ 監査講評</li> </ul>	
8 監査結果 通 知 発 出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実地監査実施後 1ヶ月半以内</li> <li>・ 書面監査実施後 2ヶ月以内</li> </ul>	実地及び書面監査結果通知の発出	
9 是正改善 結果報告	監査結果通知後 2ヶ月以内	実地及び書面監査結果通知に対する是正改善結果報告書の提出	
10 監査結果 報 告 提 出	翌年度5月末	実地及び書面監査の結果について、所定の様式において厚生労働省へ報告	

## (参考) 都道府県・指定都市本庁が行う監査業務の流れ概要

### 1 実地監査について

#### (1) 監査事前打ち合わせ会

各支援給付実施機関から本庁へ提出された資料に基づきヒアリング等を行い、今年度に実地監査を行う実施機関の調整を行う。

#### (2) 監査対象実施機関の選定

①上記(1)の打ち合わせ会の結果を踏まえ、管内実施機関の動向、前年度実施した指導監査結果報告書等を参考に実地監査対象実施機関を選定する。

なお、実施機関の負担を考慮し、選定の際には同一年に会計検査院の実地検査対象実施機関等との重複は避けることが望ましい。(選定時に判明している場合)

②実地監査対象実施機関を選定し、監査計画(案)を作成の上、上司と協議するなどして決定する。

③決定後、実地監査対象実施機関へは、電話により監査日程等を連絡しておくこと資料要求等がスムーズに進む。

#### (3) 監査実施通知の発出

監査計画を基に監査実施通知を作成し、実地監査対象実施機関へは監査2ヶ月前までに実施機関へ通知する(資料提出期限は監査2週間前)。

書面監査対象実施機関へは、資料提出期限を決め、通知する。

#### (4) 事前準備

①ヒアリング資料の作成

②実地監査時に必要な資料

実施監査時に必要な資料を一覧にして、事前(概ね監査1週間前まで)に実施機関へ連絡し、実地監査がスムーズに進むよう努める。

③ケース検討予定表

事前に実施機関から中国残留邦人等の世帯種別ケース番号一覧表の資料を徴収し、ケース検討予定表を作成する。ケース数は10ケースを目途とし、10ケースに満たない場合は、すべてのケースについて検討を行うこと。

なお、初日に行うケース検討予定表のみを監査実施前日の午後に連絡する。

#### (5) 指導監査の実施

①「支援給付施行事務監査にかかる資料」に基づきヒアリングを実施

(必要な証拠書類はコピーを依頼する。)

②ケース検討票を作成し、ケース検討を実施

(ケース検討が複数日にわたる場合は、翌日のケース検討予定表のみを午後に連絡する。)

③ケース検討の確認

(文書指示、口頭指示等の整合性、未記載事項の確認を行い、訂正等があれば必ず

ケース担当者へ連絡する。ケース検討日が1日の場合は、当日の時間内に行う。)

④必要に応じて実地調査を実施

(実施機関と相談しながら訪問可能な世帯へ実地調査を行うかを検討する。)

⑤ケース検討票の集計

⑥集計後、講評原稿の作成

⑦実施機関講評前打合せ

(実施機関側との意見調整を行う。)

⑧実施機関講評

(是正改善内容は具体的に説明するよう努める。)

※必要に応じて実施機関側と意見交換会を行う。

<各実施機関で整理しておく必要がある帳簿類>

- ・ 面接受付簿
- ・ 面接相談記録簿
- ・ 支援給付申請受理簿
- ・ 課税調査結果の処理に関する記録
- ・ 返還金、徴収金に関する収入整理簿、債権管理簿
- ・ 医療券交付処理簿
- ・ 通院台帳、頻回受診者指導台帳
- ・ 移送費管理記録簿
- ・ 介護券交付処理簿
- ・ 介護給付費公費受給者別一覧表 等

(6) 監査結果報告書、復命会

監査結果報告書(復命書)を作成し、復命会を開催する。

(復命会は、監査実施機関に対する指導指示事項について、組織決定をする場であると同時に、各監査担当者が共通認識を形成し、実質的な監査基準の統一化、資質向上の場として機能を持っていることに留意のこと。)

また、復命会では評価事例、先進事例も紹介し、他の実施機関にも監査等を通じて紹介できるようにする。

(7) 監査結果通知

復命会終了後、速やかに実施機関へ通知する(監査日より1ヶ月半以内が目安)。

なお、是正改善事項がある場合は、結果通知発出後、2ヶ月以内を目安に報告書を提出させる。

(8) 是正改善結果報告

監査結果通知にて、是正改善事項があった場合は、改善状況を審査し、改善状況が不十分と思われる場合は、報告書の再提出等を指導すること。

(9) 指導台帳の整理

当該年度に実施した監査結果を整理する。

## 2 書面監査について

### (1) 監査実施通知の発出

実地監査を行わないこととなった実施機関に対し、書面監査の監査実施通知を発出し、監査資料の提出期限を知らせる。

### (2) 指導監査の実施

実施機関より提出された監査資料の内容確認、必要に応じて電話等での聞き取りや書面による講評を行う。

### (3) 監査結果報告書の作成

監査結果報告書を作成し、実施機関に対する指導指示事項について、組織決定をする。

### (4) 監査結果通知

監査結果報告書作成後、速やかに実施機関へ通知する（提出期限より2ヶ月以内が目安）。

なお、是正改善事項がある場合は、結果通知発出後、2ヶ月以内を目安に報告書を提出させる。

### (5) 是正改善結果報告

監査結果通知にて、是正改善事項があった場合は、改善状況を審査し、改善状況が不十分と思われる場合は、報告書の再提出等を指導すること。

### (6) 指導台帳の整理

当該年度に実施した監査結果を整理する。

## 3 監査結果報告の提出

実地及び書面監査の結果について、翌年度5月末までに、所定の様式において厚生労働省へ報告を行う。